

令和6年度 宅地建物取引士法定講習(予定)

講習会対象者（更新の方）には「宅地建物取引士証更新手続きのご案内」を送付致します（※1）。対象者以外（新規・期限切れの方等）で受講ご希望の方は、（公社）佐賀県宅地建物取引業協会までご連絡ください。

令和6年度の宅地建物取引士法定講習会の実施予定は以下の通りです。

受講には必ず事前申込みが必要です。申込期間内に手続きを行ってください。

令和5年度より、**受講方法を選択**できるようになっております。(1)「座学法定講習」もしくは(2)「Web法定講習」のいずれかの**2択**となっております。選択できるように変わることによって、申込期間が例年より時期が早まっておりますのでご注意ください。

▼すでに申込済でWeb法定講習を受講期間中の方

[マイページはこちら](#)

(1) 座学法定講習

従来通り、指定の日時・会場で行われる講習です。宅地建物取引士証は会場当日交付します。

	実施予定日	申込期間
第1回	令和6年7月	終了しました 日～令和6年5月17日
第2回	令和6年11月	終了しました 日～令和6年9月13日
第3回	令和7年2月19日(水)	令和6年12月2日～令和6年12月6日

講習会場 : グランデはがくれ（佐賀市天神二丁目1-36）

申込方法 : 郵送または窓口

講習時間・内容 : 午前9時30分～午後5時（受付は午前9時～9時30分）

講義動画の上映及び紙面での効果測定を行います。

宅地建物取引士証交付 : 講習受講後、会場当日交付します。

(2) Web法定講習

オンデマンド配信によるWeb講習です。ご自宅等でご自身のパソコン・タブレット等で所定期間内（4週間）にオンライン上で講習動画（合計約5時間30分）を視聴していただき、効果測定（7割以上の正答が必要）を修了された方に宅地建物取引士証を交付する講習になります。

	視聴期間（4週間）	申込期間	交付期間（土日祝日は除く）
第1回	令和6年6月21日 令和6年7月18日	終了しました	令和6年7月25日～令和6年8月2日

第2回	令和6年10月18日～ 令和6年11月14日	令和6年9月9日～ 終了しました	令和6年11月21日～令和6年11月29日
第3回	令和7年1月17日～ 令和7年2月13日	令和6年12月2日～ 令和6年12月6日	令和7年2月20日～令和7年3月3日

申込方法 : 郵送または窓口

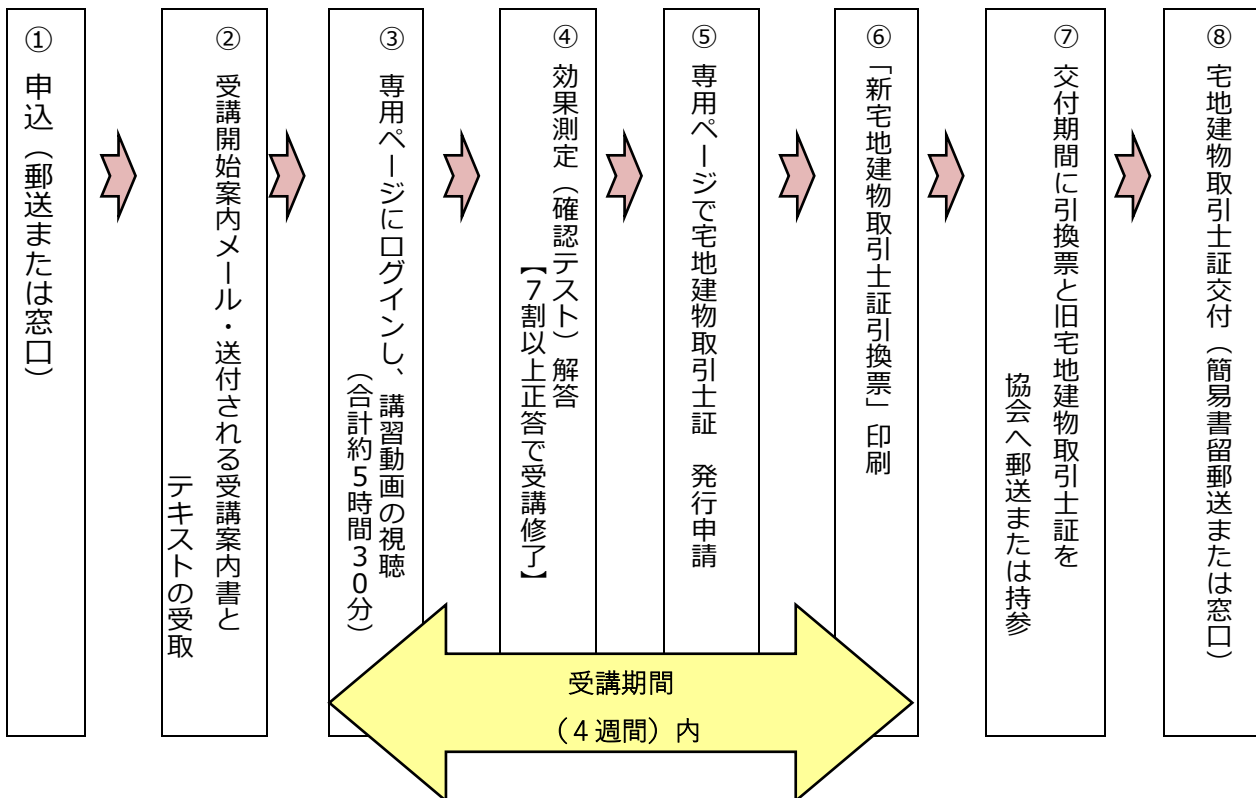
- (申込要件)**
- 1.佐賀県登録の登録番号をお持ちの方
 - 2.手元にある宅地建物取引士証に記載の登録事項と現在の情報に相違がないこと
 - 3.インターネット環境及び機器が整っていること（プリンター印刷が可能なこと）
 - 4.メールアドレスをお持ちであること（勤務先等の共有メールアドレスは使用不可）

講習時間・内容 : 講習テキスト及び Web 上の講義動画（合計約5時間30分）の視聴による方法で受講します。講習の修了には、受講期間内にすべての講義動画を視聴し、効果測定（〇×式30問）に合格（7割以上の正答）する必要があります。効果測定は受講期間内であれば合格できるまで実施できます。**受講期間内に講習の修了ができない場合には、更新・宅地建物取引士証の交付はできません。**

○Web 講習概要について案内動画⇒



<Web 法定講習の流れ>



宅地建物取引士証交付 : 各交付期間（土日祝日を除く）内に窓口または郵送で受け渡しを行います。

<郵送の場合> (1)～(3)を簡易書留で当協会まで各交付期間終了までに送付ください。(1)～

(3) をすべて当協会を受領できましたら、交付期間に順次発送します。

※郵送の場合は、お手元に宅地建物取引士証がない期間が発生しますので、ご注意ください。

(1) 新宅地建物取引士証引換票

(2) 旧宅地建物取引士証（更新の方のみ）

(3) 返信用封筒（長3封筒に簡易書留送付分の切手を貼付し、返送先記入のこと）

<窓口持参の場合> (1)、(2) を当協会まで各交付期間内にご持参いただき、窓口で交付を受けてください。

(1) 新宅地建物取引士証引換票

(2) 旧宅地建物取引士証（更新の方のみ）

(※1) 講習会のご案内対象について

第1回：佐賀県登録の有効期限：令和6年8月～令和6年11月の方

第2回：佐賀県登録の有効期限：令和6年12月～令和7年2月の方

第3回：佐賀県登録の有効期限：令和7年3～令和7年4月の方

○有効期限が5～7月の方に関しては、当協会からではなく、(公社)全日本不動産協会佐賀県本部より4月開催の案内が届きます。

○指定日に受講が難しい方は、有効期間満了の6ヶ月前から受講が可能ですので、お早目にご相談ください。

○住所が変わって県へ変更登録をされていない場合は、案内が届きませんので、必ず変更登録申請をして下さい。

○新規の方、期限切れの方で受講ご希望の場合は、ご連絡ください。

注意事項 : 以下該当者のみ

①氏名・住所・本籍・勤務先等に変更があった方は、登録している都道府県に変更登録申請（要添付書類等）をして下さい。

※佐賀県登録の方は、佐賀県県土整備部建築住宅課（TEL0952-25-7164）へ申請してください。

様式は、【佐賀県のホームページ→県土・まちづくり→土地・建設・不動産→不動産取引→宅地建物取引士関係→宅地建物取引士の変更登録申請手続き】よりダウンロードできます。

②県外登録の方が、佐賀県で受講される場合（座学法定講習のみ受講可）は、登録している県の許可証が必要です。申込時に提出をお願い致します。

<書類送付先及び問合せ先> 公益社団法人 佐賀県宅地建物取引業協会

〒840-0804 佐賀市神野東四丁目1番10号 佐賀県不動産会館

事務局 法定講習担当

電話番号 0952-32-7120

受付時間 午前9時～午後5時（土日祝日を除く）